

三労発基 1116 第 2 号  
令和 5 年 11 月 16 日

独立行政法人労働者健康安全機構  
三重産業保健総合支援センター 所長 殿



三重労働局長  
(公印省略)

雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項の一部改正について（通知）

雇用管理分野における個人情報のうち労働者の健康に関する情報（以下「健康情報」という。）の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号。別添 1）の適用に伴い、「雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項」（平成 29 年 5 月 29 日付け個情第 752 号、基発 0529 第 6 号。以下「留意事項」という。）を定め、その周知を図ってきたところです。

今般、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 66 号）の一部が令和 4 年 1 月 1 日から施行されたこと並びに個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 44 号）及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）が令和 4 年 4 月 1 日及び令和 5 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、留意事項について、別添 2 のとおり一部改正を行い、別添 3 のとおり定めました。

これに基づき、労働者の健康情報の取扱いが適正に行われるよう、傘下の会員事業場等の関係者に対する周知方御協力をお願いいたします。